平成 30 年度
第１回いわき市地域自立支援協議会資料

日時：平成 30 年５月 29 日（火）14：00～

場所：いわき市総合保健福祉センター

１階　多目的ホール

障がい福祉課

目　次

1　説明事項

⑴　いわき市地域自立支援協議会について

ア　いわき市地域自立支援協議会の概要（１ページ）

イ　平成29年度におけるいわき市地域自立支援協議会の取り組み

㈠　第４次いわき市障がい者計画の改定等（３ページ）

㈡　基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センター（８ページ）

㈢　運営会議（16ページ）

㈣　専門部会

a　地域移行支援部会（19ページ）

b　地域生活支援部会（20ページ）

c　児童・療育支援部会（21ページ）

d　就労支援部会（23ページ）

2　協議事項

⑴　平成 30 年度におけるいわき市地域自立支援協議会の組織及び運営等（案）について（24ページ）

⑵　平成 30 年度におけるいわき市地域自立支援協議会の取り組み（案）について

①　全 体 会（26ページ）

②　運営会議（27ページ）

③　専門部会

ア　地域移行支援（28ページ）

イ　地域生活支援（29ページ）

ウ　児童・療育支援（30ページ）

エ　就労支援（31ページ）

１　説明事項

⑴　いわき市地域自立支援協議会について

ア　いわき市地域自立支援協議会の概要

イ　平成 29 年度におけるいわき市地域自立支援協議会の取り組み

㈠　第４次いわき市障がい者計画の改定等

㈡　基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センター

㈢　運営会議

㈣　専門部会

ａ　地域移行支援部会

ｂ　地域生活支援部会

ｃ　児童・療育支援部会

ｄ　就労支援部会

いわき市地域自立支援協議会
の概要

いわき市地域自立支援協議会の概要

１　法令根拠

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 89 条の３第１項（努力義務）

２　目的（障害者総合支援法第 89 条の３第２項）

関係機関が相互の連携を図ることで、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことで、障がい者等への支援体制の整備を図ることを目的とする。

３　設置要綱

いわき市地域生活支援事業実施要綱及びいわき市地域自立支援協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）

【設置趣旨】
障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす定期的な協議の場として活用するもの。

４　構成

⑴　全体会議（設置要綱関係条による）

- 学識経験者、団体、施設等、関係機関、市民代表の最大 20 名で構成。（任期３年）
- 事務局は障がい福祉課及び基幹相談支援センター。

⑵　運営会議（設置要綱第７条第２項により任意設置）

- 障がい福祉課、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センターで構成。
- 事務局は障がい福祉課及び基幹相談支援センター。

⑶　専門部会（設置要綱第７条第２項により任意設置）

- ４つの部会（地域移行、地域生活、児童・療育、就労）を設置。
- 事務局は障がい福祉課。各部会長・副部会長は障がい者相談支援センターから選出。

5　主な機能

⑴　一般的な機能（自立支援協議会の運営マニュアルより抜粋）

ア　情報機能

・　困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信。

イ　調整機能

・　地域の関係機関によるネットワーク構築。

・　困難事例への対応のあり方に対する協議・調整。

ウ　開発機能

・　地域の社会資源の開発、改善。

エ　教育機能

・　構成員の資質向上の場として活用。

オ　権利擁護機能

・　権利擁護に関する取り組みを展開する。

カ　評価機能

・　中立、公平性を確保する観点から、委託相談支援事業所の運営評価等。

キ　施策提案等機能

・　課題別に必要に応じ設置される専門部会等で各課題やその対応策について調査、協議を重ね、運営会議を通し、全体会において課題や対応策を確認し、市への施策提案等に繋げる。

⑵　重要施策の協議や確認等を行う機能

ア　市障がい者計画等の進捗状況の把握や必要に応じた助言

イ　障害者差別解消支援地域協議会としての対応　等

平成 29 年度におけるいわき市
地域自立支援協議会の取組み

第４次いわき市
障がい者計画の改定等

第４次いわき市障がい者計画の改定等

１　見直し等の趣旨

本市の障がい福祉施策については、「第４次市障がい者計画」において、「すべての市民が、人格と人権を尊重し、支え合いながら、ともに生きる社会の実現」を基本理念として掲げている。その基本理念の下、６つの施策分野について、施策に関する基本的方向性を定め、障がい者計画の実施計画にあたる「第４期市障害福祉計画」において、障害福祉サービス等の提供体制の確保が図れるよう障害福祉サービス等の見込量及び見込量確保のための方策を定めてきました。

昨年度、計画期間の満了等から次の３つの計画について、中間見直し及び計画の策定を行いました。

(1) 第４次市障がい者計画の改定

障害者基本法第 11 条第３項に基づく、障がい者のための施策に関する基本的な計画です。

計画期間は、平成 26 年度から平成 32 年度までの７年間であり、平成 26 年度から平成 29 年度までの４年間を前期、平成 30 年度から平成 32 年度までの３年間を後期とし、平成 30 年度からの後期に向けて中間見直しを行いました。

(2) 第５期市障害福祉計画の策定

障害者総合支援法第 88 条に基づき、障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図れるよう、障害福祉サービス等の見込量等を設定し、施策の一層の充実を図るための計画であり、市障がい者計画の実施計画として位置づけられているものです。

計画期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの３年間であったことから、平成 30 年度から３年間の第５期市障害福祉計画を策定しました。

(3) 第１期市障害児福祉計画の策定

児童福祉法の改正（平成 30 年４月１日施行）に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図れるよう、障害児通所支援等の見込量等を設定し、本市における施策の一層の充実を図るための計画です。

平成 30 年度から３年間の第５期市障害福祉計画と合わせて第１期市障害児福祉計画を策定しました。

２　本協議会における検討

本市においては、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことを目的に、学識経験者、団体、施設等、関係機関、市民代表の 20 人で構成される「いわき市地域自立支援協議会」を設置しており、その中で本計画の策定について、検討しました。

【地域自立支援協議会での検討過程】

開催年月日	協議事項
平成 29 年 7 月 27 日 （第 1 回）	第 4 次市障がい者計画の改定等について ⑴第 4 次市障がい者計画の改定等について ⑵第 4 次市障がい者計画改定等に係るスケジュール（案）について
平成 29 年 9 月 27 日 （第 2 回）	第 4 次市障がい者計画の改定等について ⑴第 4 次市障がい者計画改定等のポイント（案）について ⑵第 4 次市障がい者計画改定等に係るスケジュールについて
平成 29 年 11 月 30 日 （第 3 回）	1 第 4 次市障がい者計画施策体系（案）等について ⑴第 4 次障がい者計画（後期）の施策体系（案）について ⑵第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画の障害福祉サービス等見込量（案）について 2 第 4 次市障がい者計画改定等に係るパブリックコメントに向けた素案について ⑴第 4 次障がい者計画改定等に係る素案作成の考え方について
平成 30 年 2 月 6 日 （第 4 回）	1「第 4 市障がい者計画改定等（素案）」に係る市民意見募集（パブリックコメント）の実施結果への対応について 2 第 4 次市障がい者計画（後期）等（案）について
平成 30 年 3 月 20 日 （第 5 回）	第 4 次市障がい者計画改定等について ⑴第 4 次市障がい者計画改定等に係る主な取り組み等について（報告） ⑵第 4 次市障がい者計画改定等について（報告）

3　次期障がい者計画等の策定

今回見直しを行った「第 4 次市障がい者計画」、策定を行った「第 5 期市障害福祉計画」、「第 1 期市障害児福祉計画」は、ともに計画期間が平成 32 年度までであることから、計画期間の最終年度である平成 32 年度に「次期（第 5 次）いわき市障がい者計画」、「次期（第 6 期）障害福祉計画」及び「次期（第 2 期）障害児福祉計画」の策定を行います。

（参考）【各計画の期間】

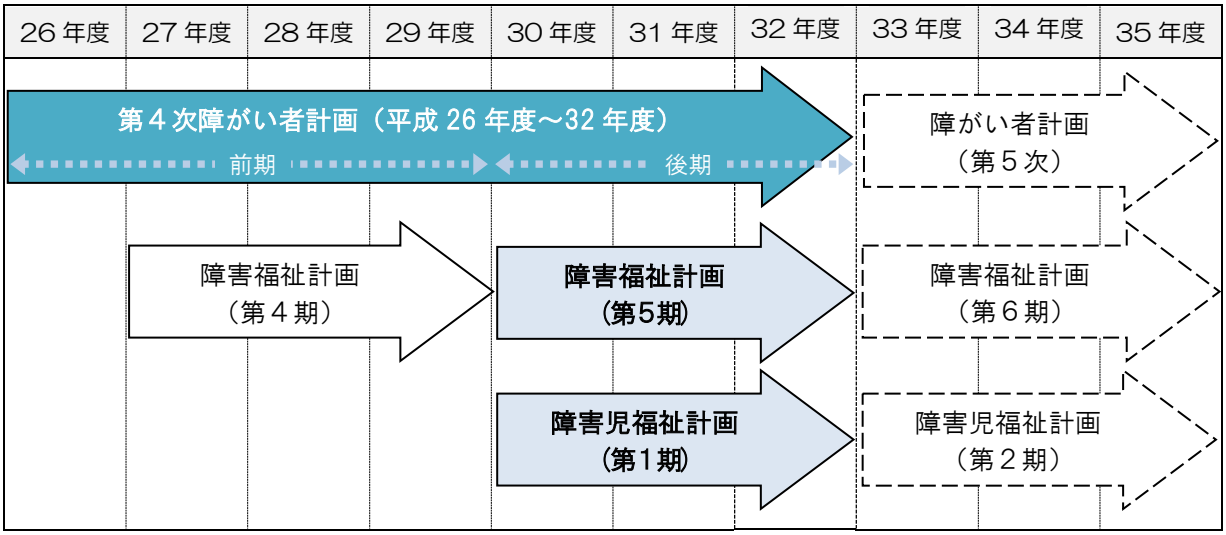

「第４次いわき市障がい者計画」は平成 26 年度～平成 32 年度の７か年計画で、前期を平成 26 年度～平成 29 年度、後期を平成 30 年度～平成 32 年度とします。

「第５期いわき市障害福祉計画」及び「第１期いわき市障害児福祉計画」は、平成 30 年度～平成 32 年度までの３か年を計画期間としています。

４　計画の進行管理

進捗状況を客観的に把握・評価し、計画期間内であっても見直しの必要がある場合は計画の変更を行い、その後の取組みの改善につなげていくため、ＰＤＣＡサイクルを導入します。

毎年１回、計画期間における事業の実施状況やサービスの利用実績等具体的な指標をできる限り活用した評価を実施し、いわき市地域自立支援協議会の意見を踏まえながら、計画の推進を行います。

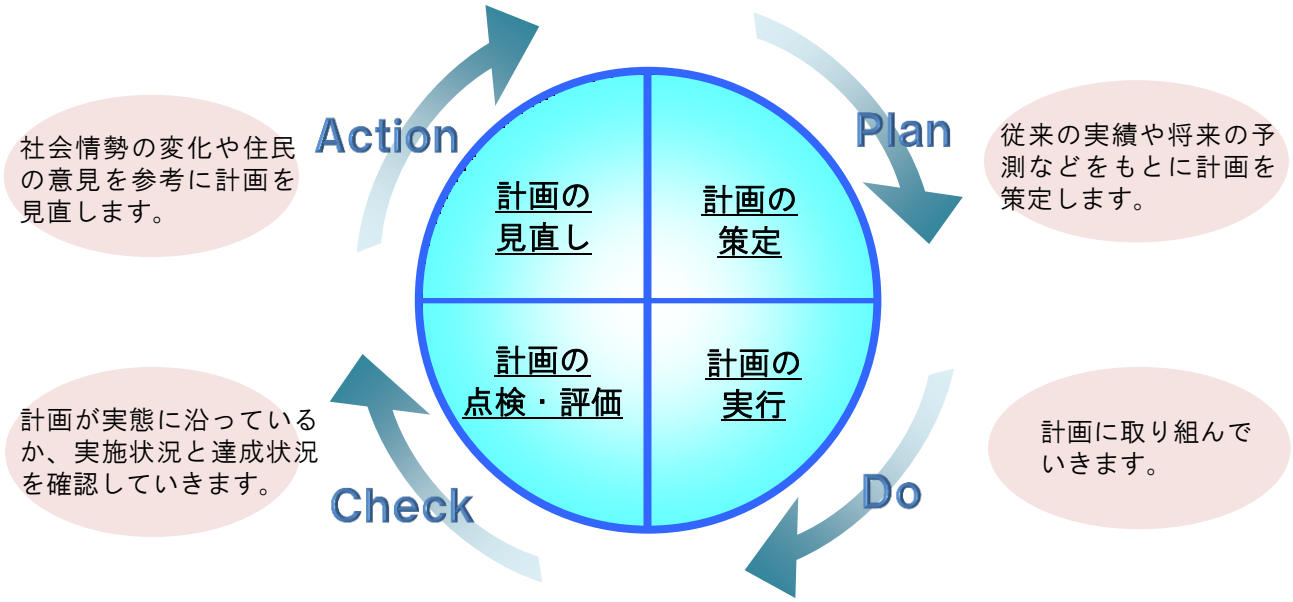

第4次いわき市障がい者計画改定等の概要

1　計画改定等の趣旨

計画期間の満了等から次の３つの計画について、中間見直し及び計画の策定を行う。

⑴　第４次市障がい者計画［改定］

障害者基本法第11条第３項に基づき、障がい者のための施策に関する基本的な計画。
計画期間は、平成26年度から平成32年度までの７年間であり、平成26年度から平成29年度までの４年間を前期、平成30年度から平成32年度までの３年間を後期とし、平成30年度からの後期に向けて中間見直しを行う。

⑵　第５期市障害福祉計画［策定］

障害者総合支援法第88条に基づき、障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図れるよう、障害福祉サービス等の見込量等を設定し、施策の一層の充実を図るための計画であり、市障がい者計画の実施計画として位置づけられているもの。
計画期間は、平成27年度から平成29年度までの３年間であることから、平成30年度から３年間の第５期市障害福祉計画を策定する。

⑶　第１期市障害児福祉計画［策定］

児童福祉法の改正（平成30年４月１日施行）に基づき、障害児通所支援並びに障害児相談支援の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図れるよう、障害児通所支援等の見込量等を設定し、本市における施策の一層の充実を図るための計画。
平成30年度から３年間の第５期市障害福祉計画と合せて第１期市障害児福祉計画を策定する。

2　計画改定等のポイント

⑴　第４次市障がい者計画［改定］

- 「基本理念」、６つの「基本目標」及び「施策分野」については変更せず現計画を継承する。
- 「計画における４つの視点」及び「各分野に位置づけられる施策の基本的方向性」について「社会情勢の変化」や「国等の動向」、「地域課題の変化」を考慮し、加除修正を行う。

⑵　第５期市障害福祉計画・第１期市障害児福祉計画［策定］

- 「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成29年３月31日付厚生労働省告示第116号）に基づき「成果目標」及び障害福祉サービス等の「必要な見込量」及び「提供体制の確保に係る目標」を定め策定を行う。
- 平成30年度より新たに創設される「自立生活援助」及び「就労定着支援」、「居宅訪問型児童発達支援」を加え、サービス量等を定める。

3　主な改正点等

⑴　第４次市障がい者計画［改定］

【施策分野：啓発・広報】
キ　権利擁護、<u>差別解消、</u>成年後見制度に関する啓発及び推進　…（追加）
勘案すべき社会情勢等：差別解消法の施行。

【施策分野：生活支援】
ア　<u>意思決定支援に基づく</u>相談支援、生活支援体制の整備　…（変更）
勘案すべき社会情勢等：障害者総合支援法の施行後３年目の見直しによる「意思決定支援」の普及・促進及び質の向上。

エ　地域移行<u>及び自立生活への支援</u>の推進　…（追加）
勘案すべき社会情勢等：自立生活援助の創設。

<u>キ　地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の整備</u>　…（新規）
勘案すべき社会情勢等：「我が事・丸ごと」の地域福祉体制づくり。
地域生活支援拠点等整備。

<u>ク　共生型サービス提供体制の整備</u>　…（新規）
勘案すべき社会情勢等：共生型サービスの創設。

【施策分野：雇用・就業】
ウ　一般就労への移行促進<u>及び職場定着</u>の支援体制の充実　…（追加）
勘案すべき社会情勢等：就労定着支援の創設。

⑵　第５期市障害福祉計画・第１期市障害児福祉計画［策定］

- 障害福祉サービス事業所等の不足及び地域間における格差の解消に向け、アンケートによるニーズ調査結果を踏まえ、サービス種別毎にニーズが高い地区を記載し、事業参入地域の目安となるように作成。
- 障害福祉サービス事業所等の不足解消に向け、障害福祉サービスの見込量を定めるのと合わせ、サービス見込量に対し必要となる定員数についても定めることで障害福祉サービス基盤整備の目安となるように作成。

⑶　共通事項

- 本年度「第４次市障がい者計画」、「第５期市障害福祉計画・第１期市障害児福祉計画」の改定等の時期が重なることから、本計画改定等以後の次期計画策定も見据え、関係性や連動性の「見える化」を向上させるため、１冊に合冊し作成。

第４次いわき市障がい者計画（後期）の施策体系

【基本理念】　「すべての市民が、相互に人格と人権を尊重し、支え合いながら、ともに生きる社会の実現」

【基本目標】
1　全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであること。
2　全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること。
3　可能な限り、その身近な場所において必要な支援を受けられること。
4　社会参加の機会を確保すること。
5　どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
6　社会的障壁を除去すること。

計画における４つの視点

【視点１】　アクセシビリティの向上

⑴　「共に生きる社会」の理念普及
⑵　コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実
⑶　障がいを理解するための福祉教育の推進
⑷　住宅、建築物等のバリアフリー化の推進
⑸　就業支援及び生活支援施策の推進
⑹　障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興

【視点２】　障がい者の自己決定の尊重及び本人中心の総合的な支援

⑴　障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実
⑵　意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備
⑶　障がい者ケアマネジメント体制の確立
⑷　権利擁護、差別解消、成年後見制度に関する啓発及び推進
⑸　「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進
⑹　多様な就労の場の確保

【視点３】　障がい特性、障がい者の個性等を考慮した総合的なサービスの提供

⑴　障がい福祉サービス等の充実
⑵　障がいの早期発見・早期療育の充実
⑶　障がいの原因となる疾病等の予防
⑷　リハビリテーションと医療の充実
⑸　障がい特性に応じた地域保健事業の充実
⑹　社会的及び職業的自立の促進

【視点４】　関係機関、計画、施策との相互の緊密な連携

第４次障がい者計画は、『新・いわき市総合計画』を踏まえながら、『新・いわき市地域福祉計画』、『いわき市高齢者保健福祉計画』、『いわき市子ども・子育て支援事業計画』、『健康いわき21』、『いわき市食育推進計画』等の本市の関連する諸計画と連携し、保健福祉をはじめとする様々な分野にわたる障がいのある方に関する施策を総合的に推進するための計画として策定します。

６つの施策分野と各分野に位置づけられる施策の基本的方向性

啓発・広報
- ア　「共に生きる社会」の理念普及
- イ　障がい特性に配慮した一層の理解促進
- ウ　多様な媒体を活用した啓発・広報の推進
- エ　障がいを理解するための福祉教育の推進
- オ　障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実
- カ　ボランティア活動の推進
- キ　権利擁護、差別解消、成年後見制度に関する啓発及び推進

生活支援
- ア　意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備
- イ　障がい者ケアマネジメント体制の確立
- ウ　障がい福祉サービス等の充実
- エ　地域移行及び自立生活への支援の推進
- オ　障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興
- カ　コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実
- キ　地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の整備
- ク　共生型サービス提供体制の整備

保健・医療
- ア　障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実
- イ　障がいの原因となる疾病等の予防
- ウ　リハビリテーションと医療の充実
- エ　精神保健福祉の推進
- オ　障がい特性に応じた地域保健事業の充実

生活環境
- ア　住宅、建築物等のバリアフリー化の推進
- イ　地域における暮らしの場の確保
- ウ　施設等における安全体制の確保
- エ　災害発生時における支援体制の確保
- オ　地域における日ごろの防災、防犯体制の推進

教育・育成
- ア　一貫した療育支援体制の充実
- イ　障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成
- ウ　「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進
- エ　社会的及び職業的自立の促進
- オ　生涯学習活動の充実

雇用・就業
- ア　就業支援及び生活支援施策の推進
- イ　多様な就労の場の確保
- ウ　一般就労への移行促進及び職場定着の支援体制の充実
- エ　福祉的就労の充実

※　赤字が今回追加や修正をくわえたもの。

基幹相談支援センター及び
障がい者相談支援センター

基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターについて

１　相談支援体制見直しの背景

障がい者等の支援は、ライフステージに応じた乳幼児期から老年期まで、その年代に応じたニーズがあります。障がいについては、身体障がい、知的障がい、精神障がい等の障がい種別によりニーズが異なるほか、難病、発達障がい等の新たな障がいが含まれています。更には「親亡き後」など、障がい者が属する世帯全体の障がい・介護・貧困などの複合化・複雑化した課題への対応など、相談支援に際し、これまで以上に高い専門性と各分野における連携強化が求められているところであります。

障害者総合支援法において、市町村は地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務等を実施する「基幹相談支援センター」を設置することができるとされており、本市においては、第４期市障害福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）において、計画期間中の「基幹相談支援センター」設置を位置付けていることから、平成 27 年度より基幹相談支援センターの設置検討も含め、本市における障がい者等の相談支援の充実について検討をしておりました。

２　見直しの内容

平成 29 年４月１日より、これまで７法人等へ委託していた「障害者相談支援事業」の実施体制を見直すとともに、地域における相談支援の中核となる「基幹相談支援センター」を新たに設置し、相談支援体制の充実・強化を図ることとしました。

３　事業見直し後の相談支援体制

⑴　基幹相談支援センターを新設。

⑵　７法人等への業務委託を見直し、基幹相談支援センターの運営業務と併せて同一の法人へ業務委託することとし、一体的な運営体制を構築。

⑶　業務内容

区分	主な業務
基幹相談支援センター	○総合相談・専門相談 ○地域の相談支援体制の強化の取組 ○地域移行や地域定着の促進の取組 ○市地域自立支援協議会の運営を通じた障がい者等への支援の強化
障がい者相談支援センター	○障がい福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ○社会資源を活用するための支援（各種支援に係る助言等） ○社会生活力を高めるための支援 ○権利擁護のために必要な援助 ○専門機関の紹介

⑷　設置箇所

別紙１「平成 29 年度障害者相談支援に係る体制及び設置場所」のとおり。

４　平成 29 年度の取組み

別紙２、３「平成 29 年度の実績報告」のとおり。

（別紙1）

平成29年度障害者相談支援に係る体制及び設置場所

機関名	担当地域	設置場所
いわき基幹 相談支援センター	―	本　庁 （障がい福祉課内）
いわき障がい者 相談支援センター	北部地域 （ 平・四倉・久之浜・ 大久・小川・川前地区）	本　庁 （平地域包括支援センター内）
	小名浜地域	小名浜支所北分庁舎 （小名浜地域包括支援センター内）
	勿来・田人地域	勿来支所 （勿来・田人地域包括支援センター内）
	常磐・遠野地域	常磐支所 （常磐・遠野地域包括支援センター内）
	内郷・好間・三和地域	総合保健福祉センター （内郷・好間・三和地域包括支援センター内）

平成29年度　いわき基幹相談支援センターの実績報告

業務内容	H29年度取り組んだ事	取り組んだ結果・次年度の課題
○ 障がいの種別にかかわらず、また各種ニーズに対応できる総合的及び専門的な相談支援（地域における事業所等からの困難事例対応、スーパーバイズなど）	○計画相談支援事業所や地区センからの依頼により、随時ケア会議などへ参加し助言等を行った。ケア会議での助言以外にも計画相談、委託相談、地区センと連携してのサービス調整、支援の進捗管理などを行った。今年度、依頼があったケースは7件で、今後も継続して関わるケースは3件ある。	○次年度も継続して関わるケース　・20才で児童入所施設から退所になったケース。地区セン、障がい者相談と連携し支援を継続。児相、障がい福祉課、地区センと今後の児童入所施設からの退所後の支援体制について話し合いの場を儲ける事が必要。 ・権利擁護センターから虐待疑いケース。計画相談、地区セン、権利擁護センターと連携し支援を継続。　・本人がなかなかサービスに繋がらず、家族の対応にも苦慮するケース。障がい者相談、地区セン、医療機関と連携し支援を継続。 ○計画相談支援事業所を定期的に訪問する事で困難事例の把握をし計画相談支援事業所の支援を行う。 ○総合的及び専門的な相談支援への取り組み（様々な障がいの相談に対応できる専門性の向上）
○相談支援事業者に対する指導、助言、人材育成の支援等、地域の相談支援体制の強化の取り組み	○計画相談支援事業所を訪問し現状についての実態調査を行った。 ○自立支援協議会運営会議において計画相談支援事業所の課題解決チーム編成についての検討を行った。　○市内の相談支援専門員リスト作成や他市での計画相談事業所を増やすための取り組み状況把握。 ○相談支援専門員フォローアップ研修の開催（障がい福祉課とアドバイザーとの共催）　○毎月1回、基幹相談ふたばと浜通りアドバイザーとで五者会議（浜通り地域の相談支援体制整備についての検討）。　○市内の相談支援事業（基幹、委託、計画）の役割整理を障がい者相談、アドバイザー、障がい福祉課とで行った。 ○サービス提供事業所、計画相談事業所からの相談（他事業所との連携の仕方などについて）対応。	○30年度相談支援専門員養成研修受講者のフォローアップ研修や経験者向けの研修などについて30年度の年間研修計画を立てて研修を開催する。サビ管も対象にした研修の開催も検討していく（相談支援専門員とサビ管の連携など）。　○全市的な相談支援専門員のネットワーク作り（連絡会、勉強会　事例検討会なども含め）。地域ごとの相談支援専門員のネットワーク作りに繋げる。相談支援専門員協会いわき支部事務局を担う事も検討していく。　○計画相談課題解決チームの編成を進める（チームについては障がい福祉課主催の計画相談検討会が課題解決チームとなりうるのか基幹相談と障がい福祉課とで話し合いが必要）。　○浜通りの相談支援体制整備については引き続き基幹相談双葉とアドバイザーとで毎月会議を行っていく（双葉郡などからの被災者の相談対応について双葉郡といわきの委託相談とでのすり合わせの場の設定）。 ○計画相談事業所の現状把握（定期訪問などで）をしフォローアップを行う。 ○各障がい者相談支援センターのフォローアップ。
○障がい者支援施設や精神科病院等からの地域移行及び地域生活を支えるための地域定着の促進の取り組み	○精神科病院、入所施設（一部）への訪問し地域移行についてヒアリングを行い現状の把握を行った。　○グループホーム空き状況の確認（毎月）　○地域移行支援部会内での取り組み　・精神科病院の社会的入院者の実態調査アンケートの実施 ・入所施設職員に部会に参加してもらい入所施設の地域移行の現状把握 ・精神科病院からの地域移行の研修会開催 ・精神科病院における退院支援チームの検討	○地域移行支援部会内での取り組みとして　・入所施設へのいわき版キャラバン隊の実施 ・入所施設からの地域移行に関する研修会の開催 ・グループホームに関する課題検討（増設、一人暮らしへの移行について） ・退院後の住まいの場の確保として（介護保険事業所など受け入れ状況把握など） ・精神科病院における退院支援チームの具体化
○いわき市地域自立支援協議会の運営を通じた障がい者等への支援の強化	○毎月第2金曜日運営会議を開催。年度途中から運営会議のあり方の見直しを図った（部会の進捗管理　地域課題を集約整理、交通整理）。 ・各地域障がい者相談から地域課題を運営会議へ（小名浜地区での地域会議の開催へ）　・計画相談課題解決チーム編成の検討　・発達障がいについてのトータルサポート体制構築の場についての検討 ○各専門部会への参加（打ち合わせも含め）、部会・副部会長、障がい福祉課担当者と専門部会の進め方について協議した。	○全体会議、専門部会のあり方の見直し。全体会議・専門部会の目的・役割を明確にし自立支援協議会本来の目的で機能していけるようにする。障がい福祉課担当者と協働して自立支援協会を運営していけるような体制が必要。　○運営会議での地域課題の集約整理の仕方などの検討を進める。　○各地域の障がい者相談で地域会議等が開催できるようバックアップをする。　○発達障がいのトータルサポート体制構築についての検討を進める。
○その他		

（別紙２）

（別紙3）

障がい者相談支援センターの実績報告

Ⅰ　利用者人数及び内訳

（人）

区分			平成28年度				平成29年度			
			18歳未満	18歳以上	合計	構成比	18歳未満	18歳以上	合計	構成比
4月	実人数		17	100	117	100.0%	16	121	137	100.0%
	障がい種別※	身体	2	23	25	21.4%	2	18	20	17.1%
		重症心身	0	0	0	0.0%	3	2	5	4.3%
		知的	4	38	42	35.9%	9	36	45	38.5%
		精神	0	34	34	29.1%	0	55	55	47.0%
		発達	11	5	16	13.7%	2	7	9	7.7%
		高次脳	0	0	0	0.0%	0	1	1	0.9%
		他	0	0	0	0.0%	0	2	2	1.7%
5月	実人数		25	120	145	100.0%	16	147	163	100.0%
	障がい種別※	身体	6	21	27	18.6%	1	19	20	12.3%
		重症心身	2	0	2	1.4%	3	1	4	2.5%
		知的	4	50	54	37.2%	7	35	42	25.8%
		精神	0	41	41	28.3%	1	73	74	45.4%
		発達	13	8	21	14.5%	4	9	13	8.0%
		高次脳	0	0	0	0.0%	0	2	2	1.2%
		他	0	0	0	0.0%	0	8	8	4.9%
6月	実人数		35	122	157	100.0%	20	166	186	100.0%
	障がい種別※	身体	6	19	25	15.9%	3	19	22	11.8%
		重症心身	0	0	0	0.0%	1	0	1	0.5%
		知的	3	48	51	32.5%	7	42	49	26.3%
		精神	0	48	48	30.6%	1	90	91	48.9%
		発達	26	5	31	19.7%	8	7	15	8.1%
		高次脳	0	0	0	0.0%	0	1	1	0.5%
		他	0	2	2	1.3%	0	7	7	3.8%
7月	実人数		23	117	140	100.0%	24	187	211	100.0%
	障がい種別※	身体	4	21	25	17.9%	3	29	32	15.2%
		重症心身	1	0	1	0.7%	1	0	1	0.5%
		知的	2	49	51	36.4%	8	62	70	33.2%
		精神	0	39	39	27.9%	3	82	85	40.3%
		発達	16	7	23	16.4%	9	9	18	8.5%
		高次脳	0	0	0	0.0%	0	1	1	0.5%
		他	0	1	1	0.7%	0	4	4	1.9%
8月	実人数		21	126	147	100.0%	28	199	227	100.0%
	障がい種別※	身体	2	22	24	16.3%	4	25	29	12.8%
		重症心身	1	0	1	0.7%	0	1	1	0.4%
		知的	6	59	65	44.2%	15	62	77	33.9%
		精神	0	36	36	24.5%	3	91	94	41.4%
		発達	11	7	18	12.2%	4	14	18	7.9%
		高次脳	0	0	0	0.0%	0	0	0	0.0%
		他	1	2	3	2.0%	2	6	8	3.5%

障がい者相談支援センターの実績報告

Ⅰ　利用者人数及び内訳

（人）

区　分			平成28年度				平成29年度			
			18歳未満	18歳以上	合計	構成比	18歳未満	18歳以上	合計	構成比
9月	実人数		23	113	136	100.0%	33	200	233	100.0%
	障がい種別※	身体	2	20	22	16.2%	3	29	32	2.8%
		重症心身	1	0	1	0.7%	0	2	2	0.2%
		知的	5	41	46	33.8%	14	64	78	6.8%
		精神	0	43	43	31.6%	3	92	95	8.3%
		発達	14	8	22	16.2%	11	9	20	1.7%
		高次脳	0	0	0	0.0%	0	1	1	0.1%
		他	1	1	2	1.5%	2	3	5	0.4%
10月	実人数		17	113	130	100.0%	29	189	218	100.0%
	障がい種別※	身体	2	18	20	15.4%	4	33	37	17.0%
		重症心身	0	0	0	0.0%	0	0	0	0.0%
		知的	2	50	52	40.0%	9	53	62	28.4%
		精神	0	38	38	29.2%	2	85	87	39.9%
		発達	12	6	18	13.8%	11	8	19	8.7%
		高次脳	0	0	0	0.0%	0	1	1	0.5%
		他	1	1	2	1.5%	3	9	12	5.5%
11月	実人数		30	111	141	100.0%	36	210	246	100.0%
	障がい種別※	身体	5	23	28	19.9%	4	35	39	15.9%
		重症心身	0	0	0	0.0%	0	0	0	0.0%
		知的	5	42	47	33.3%	9	58	67	27.2%
		精神	0	39	39	27.7%	7	90	97	39.4%
		発達	19	4	23	16.3%	12	15	27	11.0%
		高次脳	0	0	0	0.0%	2	5	7	2.8%
		他	1	3	4	2.8%	2	7	9	3.7%
12月	実人数		24	113	137	100.0%	25	176	201	100.0%
	障がい種別※	身体	2	19	21	15.3%	4	28	32	15.9%
		重症心身	0	0	0	0.0%	0	0	0	0.0%
		知的	5	42	47	34.3%	9	58	67	33.3%
		精神	0	45	45	32.8%	1	73	74	36.8%
		発達	17	5	22	16.1%	8	12	20	10.0%
		高次脳	0	1	1	0.7%	0	2	2	1.0%
		他	0	1	1	0.7%	3	3	6	3.0%
1月	実人数		19	106	125	100.0%	37	185	222	100.0%
	障がい種別※	身体	4	10	14	11.2%	5	19	24	10.8%
		重症心身	0	0	0	0.0%	1	1	2	0.9%
		知的	5	34	39	31.2%	14	69	83	37.4%
		精神	0	53	53	42.4%	1	71	72	32.4%
		発達	10	6	16	12.8%	11	10	21	9.5%
		高次脳	0	1	1	0.8%	0	3	3	1.4%
		他	0	2	2	1.6%	5	12	17	7.7%

障がい者相談支援センターの実績報告

Ⅰ　利用者人数及び内訳

（人）

区　分			平成28年度				平成29年度			
			18歳未満	18歳以上	合計	構成比	18歳未満	18歳以上	合計	構成比
2月	実人数		26	118	144	100.0%	52	201	253	100.0%
	障がい種別※	身体	3	14	17	11.8%	9	28	37	14.6%
		重症心身	1	0	1	0.7%	2	2	4	1.6%
		知的	7	44	51	35.4%	23	66	89	35.2%
		精神	0	50	50	34.7%	2	78	80	31.6%
		発達	15	8	23	16.0%	14	19	33	13.0%
		高次脳	0	2	2	1.4%	0	2	2	0.8%
		他	0	0	0	0.0%	2	6	8	3.2%
3月	実人数		23	95	118	100.0%	61	230	291	100.0%
	障がい種別※	身体	3	11	14	8.9%	7	32	39	13.4%
		重症心身	1	0	1	0.6%	2	0	2	0.7%
		知的	8	35	43	27.4%	21	63	84	28.9%
		精神	0	41	41	26.1%	3	101	104	35.7%
		発達	11	6	17	10.8%	27	23	50	17.2%
		高次脳	0	2	2	1.3%	0	4	4	1.4%
		他	0	0	0	0.0%	1	7	8	2.7%
合計	実人数		283	1,354	1,637	100.0%	377	2,211	2,588	100.0%
	障がい種別※	身体	41	221	262	16.0%	49	314	363	14.0%
		重症心身	7	0	7	0.4%	13	9	22	0.9%
		知的	56	532	588	35.9%	145	668	813	31.4%
		精神	0	507	507	31.0%	27	981	1008	38.9%
		発達	175	75	250	15.3%	121	142	263	10.2%
		高次脳	0	6	6	0.4%	2	23	25	1.0%
		他	4	13	17	1.0%	20	74	94	3.6%

※　障がい種別については、障がいが重複している場合はダブルカウント。

障がい者相談支援センターの実績報告

Ⅱ　支援方法及び支援内容

（件）

区　分		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月	
		平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
支援方法	訪問	60	47	64	72	68	61	67	78	70	73	48	71	56	71
	来所相談	33	42	34	68	35	74	27	53	29	53	30	53	27	57
	同行	18	13	29	33	29	43	27	35	30	17	31	42	29	53
	電話相談	133	172	149	291	165	363	141	334	153	304	150	311	124	351
	電子メール	0	0	0	0	0	5	0	1	0	7	0	10	0	5
	個別支援会議	5	4	8	15	13	14	8	18	9	13	7	20	6	13
	関係機関	168	110	221	202	148	146	144	299	149	336	99	330	70	332
	その他	4	2	7	7	3	3	0	3	0	2	2	5	2	5
	合計	421	390	512	688	461	709	414	821	440	805	367	842	314	887
支援内容	福祉サービスの利用等に関する支援	146	166	194	305	142	309	172	297	162	310	167	359	143	309
	障がいや病状の理解に関する支援	13	19	21	58	24	56	17	69	16	101	16	94	10	96
	健康・医療に関する支援	45	9	22	22	21	50	20	48	15	29	12	47	15	68
	不安の解消・情緒安定に関する支援	28	50	32	78	46	108	32	98	41	103	36	97	47	93
	保育・教育に関する支援	8	2	2	7	4	1	10	5	2	18	0	8	1	8
	家族関係・人間関係に関する支援	7	15	22	36	22	31	9	77	15	66	13	62	16	65
	家計・経済に関する支援	9	13	14	22	18	56	9	68	16	44	19	56	10	59
	生活技術に関する支援	11	14	19	5	13	20	17	32	16	34	10	22	4	26
	就労に関する支援	5	4	6	38	16	40	8	40	10	34	6	32	6	32
	社会参加・余暇活動に関する支援	2	0	4	8	9	4	7	11	8	3	0	8	2	5
	権利擁護に関する支援	0	9	4	4	1	4	5	5	0	10	0	8	4	4
	その他	22	6	19	31	34	15	25	41	23	38	37	37	34	22
	合計	296	307	359	614	350	694	331	791	324	790	316	830	292	787

障がい者相談支援センターの実績報告

Ⅱ　支援方法及び支援内容

（件）

区　分		11月		12月		1月		2月		3月		合計			
		平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	構成比	平成29年度	構成比
支援方法	訪問	65	89	58	68	32	89	37	71	42	80	667	14.3%	870	8.7%
	来所相談	31	63	25	53	41	59	23	58	23	72	358	7.7%	705	7.1%
	同行	21	54	27	40	23	42	42	45	25	40	331	7.1%	457	4.6%
	電話相談	143	457	119	386	122	391	167	394	100	406	1,666	35.8%	4,160	41.7%
	電子メール	2	10	1	6	0	6	2	4	0	5	5	0.1%	59	0.6%
	個別支援会議	21	19	6	16	10	24	9	26	10	25	112	2.4%	207	2.1%
	関係機関	82	301	90	303	78	402	142	350	89	354	1,480	31.8%	3,465	34.7%
	その他	1	7	1	11	5	5	6	1	1	10	32	0.7%	61	0.6%
	合計	366	1,000	327	883	311	1,018	428	949	290	992	4,651	100.0%	9,984	100.0%
支援内容	福祉サービスの利用等に関する支援	152	417	146	284	129	396	180	384	133	447	1,866	49.8%	3,983	42.2%
	障がいや病状の理解に関する支援	20	87	13	95	3	63	6	77	11	133	170	4.5%	948	10.0%
	健康・医療に関する支援	12	53	22	52	10	59	15	72	12	38	221	5.9%	547	5.8%
	不安の解消・情緒安定に関する支援	43	119	41	103	39	112	34	95	32	98	451	12.0%	1,154	12.2%
	保育・教育に関する支援	3	2	4	20	4	29	3	30	5	12	46	1.2%	142	1.5%
	家族関係・人間関係に関する支援	22	70	11	59	17	74	27	56	10	63	191	5.1%	674	7.1%
	家計・経済に関する支援	8	62	7	76	12	70	7	28	6	45	135	3.6%	599	6.3%
	生活技術に関する支援	11	20	10	30	9	50	8	23	5	8	133	3.5%	284	3.0%
	就労に関する支援	4	36	13	20	19	22	7	43	11	21	111	3.0%	362	3.8%
	社会参加・余暇活動に関する支援	4	10	7	2	2	6	12	4	4	2	61	1.6%	63	0.7%
	権利擁護に関する支援	2	19	0	43	0	13	2	11	0	7	18	0.5%	137	1.5%
	その他	49	50	20	44	26	88	39	68	16	103	344	9.2%	543	5.8%
	合計	330	945	294	828	270	982	340	891	245	977	3,747	100.0%	9,436	100.0%

運　営　会　議

平成 29 年度専門部会等の取組について

部会名	運営会議
担当者	いわき基幹相談支援センター

目的	全体的な評価
障がい者等の相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい福祉に関するシステム作りが円滑に実施されるよう ⑴　全体会への課題提起・報告等 ⑵　各専門部会の抱える問題・課題の検討 ⑶　発達障がい者の支援体制の検討について協議検討を行う。	年度途中から運営会議のあり方の見直しを行い運営会議の目的・役割の確認を行った。 運営会議の見直しを行う中で委託相談の役割の確認も行った。 次年度は運営会議の見直しを踏まえ運営会議を自立支援協議会全体の事務局としての機能を担えるように目的を整理する必要がある。

協議課題等	評価・次年度の課題
①　専門部会等に属さない課題の検討	①　計画相談支援事業所の担当件数増により事業所の負担が増加している。 また、事業所によっては事業休止や離職者も出ている状況である。 計画相談の様々な課題の整理を進め、具体的な課題解決のための解決チームの編成の検討を進める。
②　専門部会の参加要件の整理	②　各専門部会において協議・検討を行う議題に合わせ、意見聴取及び協議等を必要とする関係機関との連絡・調整等は、各専門部会が関係機関と連絡調整等を行ったため運営会議では行わなかった。 次年度については専門部会のあり方の見直しと併せて検討する。
③　発達障がい者等の支援体制のあり方についての検討 年度当初、「発達障がい者の支援体制のあり方」を検討する場をどのように設置するかについて、関係者に集まってもらい意見を出してもらった。専門部会の設置が妥当ではないかとの意見が多く出て専門部会設置を検討する事となった。	③　今年度途中、運営会議のあり方の見直しもあり専門部会の設置まで進める事は出来なかった。 「発達障がい者の支援体制のあり方」を検討する場については、専門部会なのか協議会等なのか再度検討が必要である。 県教育事務所・市教育委員会・市子育てサポートセンター並びに各地域障がい者相談支援センター等の担当者とでの発達障がい者支援に関する情報・意見交換会（3.13）の開催を踏まえて次年度も引き続き検討を進める。

④　発達障がいに関する研修等の開催	④　運営会議見直しの検討などに、時間を割いてきたため、研修等は開催出来なかった。次年度に運営会議で研修等を開催するかは、運営会議のあり方の見直しと併せて検討する。
⑤　運営会議のあり方の見直し 　毎月１回運営会議を開催してきたが、各地域障がい者相談支援センターの実績報告と各専門部会の報告が主で運営会議の目的・役割自体が不明瞭となってしまった。 　運営会議参加者間でも運営会議の目的・役割が共通認識されていない現状があり、参加者から運営会議のあり方の見直しが必要であるとの問題提起があった。 　運営会議のあり方の見直しをする事となり、10 月から 12 月にかけて基幹相談・障がい者相談、アドバイザー、障がい福祉課とで集まりを持ち見直しの検討を進めた。	⑤　検討した事により、運営会議の目的・役割を確認し、運営会議参加者間で目的・役割の共通認識を図った。 （運営会議の目的・役割） 　自立支援協議会の全体を運営する事務局機能となる。 ○　地域課題の集約整理、課題解決に向けての交通整理し、各専門部会等に地域課題をつなげる。 ○　各専門部会の進捗管理を行う。 ○　政策提言に向け具体的な解決策を全体会へ提案する。 　運営会議の目的・役割の見直しをする事で委託相談支援事業の役割も確認できた。 （委託相談支援事業の役割） ○　各地域障がい者相談支援センターが地域ケア会議等の開催をする事で地域課題を把握し、地域課題を運営会議で集約する。 　地域ケア会議等については小名浜地域で 2 月から事業所連絡会が始まり、H30 年度からは各地域の障がい者相談支援センターでも開催できるよう準備を進める予定である。 　次年度は地域課題の具体的な集約整理の仕方などが運営会議の課題である。 　また、運営会議の中で専門部会、全体会についても目的・役割を再確認していき、本来の目的を果たせる自立支援協議会の運営が次年度の課題となる。 　さらに、運営会議を今以上に行政、基幹相談・障がい者相談が官民協働で進められるような体制を作ることが次年度の課題となる。 ※運営会議の目的役割の詳細は別紙参照

地域自立支援協議会運営会議の目的と役割について

１、H29 年度（4 月～10 月）の運営会議は

〇各専門部会の取り組み（進捗状況）の報告と各地域障がい者相談支援センター（委託相談）の現状報告のみにとどまり、運営会議の本来の役割が果たせていない。

２、運営会議の目的と役割は（H29.10.19・30 運営会議についての検討から）

（１）運営会議の目的と役割は

〇目的

市内の障がい福祉の課題を明らかにし具体的な解決策を提案する。

〇役割

・各専門部会の進捗管理と整理をする。

・地域の課題を集約整理し課題解決に向けての交通整理をする。

・政策提言に向けたプランニング、マネジメントを行い具体的な解決策を全体会に提案する。

⇒　自立支援協議会の全体を運営する事務局機能となる。

（２）運営会議の役割を機能させるために

〇毎月の運営会議の中で各専門部会の進捗管理・整理を行う。

〇地域の課題の集約整理をする。

・各地域の障がい者相談支援センターが地域ケア会議等を開催し地域ごとの課題を集約する。

（小名浜地域障がい者相談支援センターで 2 月より事業所連絡会を開催し、H30 年度からは各地域の障がい者相談でも開催出来るよう準備していく）

・各地域の障がい者相談支援センターのケースから事例検討を行い課題の集約整理を行う。

・計画相談支援事業所の地域別事例検討会から課題の集約整理を行っていく。

⇒運営会議で市内全体の課題の集約整理を行い具体的な課題解決のための交通整理を行う。

３、H30 年度に目標とするいわき市自立支援協議会の組織をイメージした図。

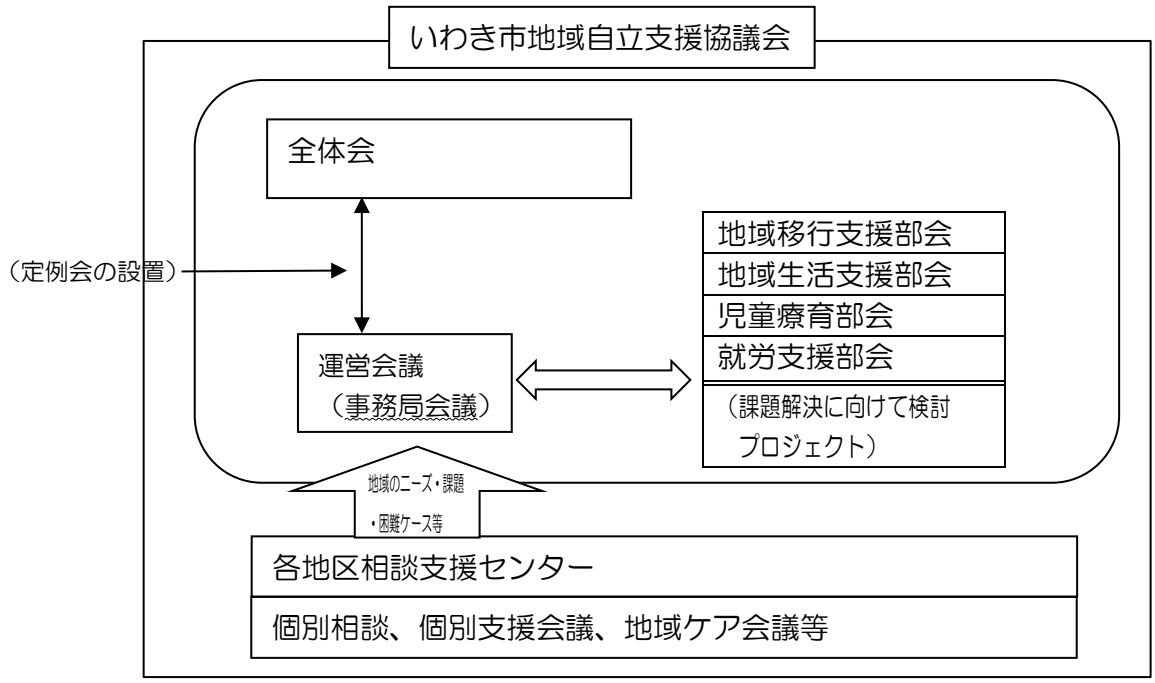

専門部会

地域移行支援部会

平成 29 年度専門部会等の取組について

部会名	地域移行支援部会
担当者	永井　松田

目的	全体的な評価
施設入所者や精神科病院入院者等の地域移行・定着の促進のための協議検討を行う。 ⑴　必要な施策等の検討 ⑵　情報共有(制度やニーズなど) ⑶　関係機関のネットワークの強化・円滑化	当初の予定とは異なる検討をすることが多かった。施設入所者と精神科病院入院患者の地域移行については、全く別々のアプローチが必要であることを確認し、次年度の取組みに繋げていく。

協議課題等	評価・次年度の課題
障がい者の地域移行に関する検討 ⑴　部会会議における課題の再整理 入所施設、精神科病院に分けて開催。 施設、病院の地域移行の取り組みを聞いた。 精神科病院に対して、具体的な人数等のデータを把握するため、アンケートを実施。	**【評価】** 入所施設：職員が地域移行に消極的。 精神科病院：退院先の不足を再確認。 **【課題】** 入所施設：職員の意識改革のための研修会。 精神科病院：◇高齢分野との連携 ◇退院支援チームの結成
⑵　他地域での地域移行の情報収集・検討 会津若松市の重度心身者のグループホーム等の情報や事例を収集することを予定。	**【評価と課題】** 他地域での地域移行の情報収集はほとんど行えなかった。来年度の課題としたい。
⑶　福島県地域移行キャラバン隊に参加。 施設入所者への地域生活の啓発のための取組みとして福島県が主催したもの。 地域移行の取組みのため、部会で参加。	**【評価】** 当事者の参加が少なかった。 **【課題】** いわき独自の地域移行キャラバン隊。
⑷　保証人の問題：モデルケース検討（精神） 相談支援センターのケースとして関与。 関係機関と連携し、退院に向けた支援中。	**【評価】** 事例を通して、保証人問題の困難さを確認。 **【課題】** 不動産会社等に対する理解啓発。
グループホームに対する検討 GH の循環のため、GH⇒１人暮らしへの移行のフローチャートを作成。 いわき市内の GH に１人暮らしへ移行した方がいるか問合せを行う。	**【評価】** GH⇒1 人暮らしの事例はほとんどなし。 フローチャート作成に至らなかった。 **【課題】** 当事者の協力を得て、GH⇒単身生活を希望している方に話をしてもらう場の設定。
研修会の開催 GH の世話人、職員向けの研修会	**【評価】** GH の世話人等向けの研修は実施せず。 精神科病院からの退院支援の研修を開催。 **【課題】** テーマを検討のうえ継続して研修会開催。

専門部会

地域生活支援部会

平成 29 年度専門部会等の取組について

<table>
<tr><th>部会名</th><th colspan="2">地域生活支援部会</th></tr>
<tr><th>担当者</th><th colspan="2">佐藤　菅波</th></tr>
<tr><th>目的</th><th colspan="2">全体的な評価</th></tr>
<tr><td>・　全５回の部会開催の中で、地域生活支援拠点等に関する課題検討を行い、連携の強化についての具体策等、具備すべき機能ごとで関係機関を招集し、本市の実情に応じた地域生活支援拠点等の案を作成する。
○　地域生活支援拠点等の具備すべき５機能
①　緊急時の受け入れ
②　体験の機会・場
③　地域の体制づくり
④　相談支援機能
⑤　専門性の確保</td><td colspan="2">・　第１回目、第２回目の部会の中で、具備すべきとされている５つの機能の内、最重要機能とされている「①緊急時の受け入れ」について、昨年の検討結果などを踏まえ、案を提示したが、参加者の「緊急時」「連携」等のイメージのすり合わせが出来なかったこと等から、案についての合意形成を図ることが出来なかった。
それを受け、当初の案作りという目的を変更し、まずは拠点等についてのイメージのすり合わせを図りながら、改めて５機能についての検討の場について整理すること、次年度以降、どのような方法で検討を行うべきかをテーマとし部会を開催した。
当初の目的は達成できなかったが、整備目標が 32 年度末までと、一期延長となったことを受けながら、今後のおおよその検討スケジュールの作成を図ることが出来た。</td></tr>
<tr><th>協議課題等</th><th colspan="2">評価・次年度の課題</th></tr>
<tr><td>・　地域生活支援拠点等に関する今後の議論の進め方、方法について、基幹相談支援センター、地区相談支援センター等と協議した。

・　部会として、市町村担当者等勉強会に参加。内容について、部会参加者にフィードバックを行い共有した。

・　地域生活支援拠点等の整備に関する行政視察に参加した担当者に部会に出席いただき、視察地の豊中市、京都市の拠点等について報告いただき、検討にあたっての参考とした。</td><td colspan="2">【次年度の課題・取り組み】
①　緊急時の受け入れ
②　体験の機会・場
の２機能の検討については、本市における広域性を踏まえ、地域ごとでの検討という視点を持ち、次年度、各障がい者相談支援センターが主となって行う予定の、（仮）地域会議の中で、２機能に係る資源の把握などを改めて行いながら、地域毎で必要な資源はどのようなものなのか、資源開発に係る予算要求までを見据えて検討していくこととした。
次年度、本部会においては、部会開催の中で、このことについての進捗管理の役割を担うこととし、そのスケジュールについての検討を行った。
③　地域の体制づくり
④　相談支援機能
⑤　専門性の確保
の３機能については、今年度、自立支援協議会に係る運営会議、各専門部会等の中で課題検討を進めてきた。
次年度以降も、運営会議・専門部会、及び必要に応じ課題解決の WG を設けることなどにより、検討を進めていく。
機能に係る課題検討を継続しながら、31 年度末までの整備を目標として検討していく。</td></tr>
</table>

専門部会

児童・療育支援部会

平成 29 年度専門部会等の取組について

部会名	児童・療育支援部会
担当者	川崎　渡邉　小島

目的	全体的な評価
障がい児に対する療育支援や保護者に対する支援の課題について協議検討を行う。 ⑴　課題やニーズ等の構築・強化 ⑵　必要な施策等の検討・協議 ⑶　関係機関等のネットワークの構築・強化	当初、全体的な課題解決を予定していたが、徐々に地域特性などに応じた具体的な取組みのための仕掛けづくりの検討にシフト。 各取組みにおいて課題や成果が見られたが、発達障がいなどの部会を超えて検討すべき課題や、現状の資源の結びつけ方などの新たな部会の役割も確認できた。
協議課題等	**評価・次年度の課題**
いわき市通所事業所ガイドブックの活用 主に相談支援のサポートを目的として作成した情報提供ツール。今年度は市のホームページへ掲載して実際に活用してもらった。 支援者向けの情報資料として活用を想定。	**【評価】** 情報提供にあたり活用しやすいとの反応。製本化も視野に現状で様子を見る。 **【課題】** 事業所の立ち上げが相次いでいることと、指定機関が福島県であることから、更新のため次の対応が必要となっている。 ⑴　県と市の情報連携 ⑵　更新頻度や更新に係る役割分担
事例検討 情報共有の場として実施。参加者全員にメリットがあるような運営を心掛けた。 ⑴　重心児の入院事例 ⑵　自閉症スペクトラム児の支援と連携 ⑶　障がい児とその家族支援 ⑷　医療的ケア児の退院支援	**【評価】** 事例検討を通した課題の再確認ができた。 **【課題】** 事例における知識・経験の深浅によりうまく進行できないものもあったため、次の対応が必要となっている。 ⑴　目的（課題抽出か解決策検討か）の共有 ⑵　事例提供様式の統一（事前の情報整理）
児童関連事業所へのヒアリング等 事業所の抱える課題の把握のため実施。 （放課後等デイサービスに焦点を当て実施） 放課後等デイサービスの質の担保についての要望から、「いわき市放課後等デイサービス事業所連絡会」を開催。	**【評価】** ヒアリングから具体的な動きにシフトして実施できた。継続要望の意見も多数。 **【課題】** 次の見立てで、来年度新規項目として設定。 ⑴　事業所主体の連絡会への移行 （地域での連携強化のための働きかけ）
医療との連携【新規】 これまでの協議の中で出されてきた、障がい児等の退院後の支援（福祉に繋がらない）などについて共立病院の医師を訪問・面談のうえ意見聴取を行った。	**【評価】** 医療側が持つ福祉との連携の悩みを確認。 退院時の関係機関として児童発達支援センター、相談支援センターを加えてもらった。 **【課題】** 今回の機会をきっかけとして、関係機関との連携の取り方等について検討が必要。

平成 29 年度の取り組みについて

部会名	児童・療育支援部会　重症心身障がい児在宅生活支援プロジェクトチーム
担当者	児童発達支援センターエデンの家　蛭田

課題・取り組み内容	評価・次年度の取り組み
※3つのワーキンググループを編成し課題に取り組んできた **1　いわき市の重症心身障がい児（者）の地域生活の課題** 医療的ケアの必要な重症心身障がい児(者)及び障がい児(者)にかかわる相談支援事業所のアンケートから見えてくる地域生活の現状と課題の整理をしてきた。 【資料参照】	【継続】 **◇　計画書の作成** これまで部会で検討されてきた内容をふまえて、検討事項のポイントを整理し、具体的な検討と成果物を得るために優先順位をつけたプランニング(行動計画)を作成する。
2　いわき市におけるライフステージに応じた支援体制一覧（イメージ）の作成 支援者が連携していくためには当事者や保護者の想いを聞き、病状を客観的に把握して、何が一番家族にとって良い環境なのかを考える上で、コーディネーターの存在は不可欠である。 相談支援事業所のアンケートより、医療的かつ個別性が高いことから重症心身障がい児者にかかわる相談支援専門員が限られていることがわかった。相談支援専門員などより多くの支援者を広げることを目的に、いわき市の社会資源や重症心身障がい児がどのような支援を受けて生活しているか、介入の手がかりとなるように年齢に応じた支援体制一覧を作成してきた。 【資料参照】	【継続】 **◇　学習会の企画** 『いわき市におけるライフステージに応じた支援体制一覧(イメージ)』を活用し、行政や関係機関、部会構成メンバーの資質の向上を図ると共に、支援に関わる関係者が共通認識を持って具体的に協働するきっかけとする。
3　医療と地域生活をつなぐシステムの構築 共立病院 NICU(新生児特定集中治療室)退院時からの在宅支援は、個々の対応になっており、退院後に必要と思われる生活情報の提供は標準化されていない。部会では関係機関の聞き取りから『NICU を退院する重症児の関係図(現状)』の検証をしているところであり、ようやく共立病院との話し合いに着手できた。 【資料参照】	【継続】 **◇　医療と地域生活をつなぐシステムの構築** ・ NICU 退院時から在宅支援へつなぐしくみを構築するために、いわき市の医療と地域生活支援の実態調査する ・ 個別のニーズから保健・医療・福祉の多分野・多職種による多様な支援を一体化するしくみを検討していく

専門部会

就労支援部会

平成 29 年度専門部会等の取組について

部会名	就労支援部会
担当者	木村　草野

目的	全体的評価
1　市内の就労支援の質を高める。 2　就労支援の価値観と情報の共有化。	就労支援に関する情報は適宜共有した。研修会も２回開催し、資質の向上に努めた。 課題については、WG での検討が始まったばかり。次年度は、課題に対する政策提言や手立ての提示をできるようにしたい。

協議課題等	評価・次年度の課題
1　協議課題 ⑴　「高等学校に通う障がいのある生徒や障がいグレーゾーンの生徒への就労支援体制の構築について」WG を設置し検討 12/21 第１回 構成メンバーと課題の設定 02/19 第２回 メンバー顔合せ課題共有化 03/26 第３回 具体的な手立ての検討(予) ⑵　「福祉サービス利用者の就労移行実績把握について」事業所からの報告様式を作成。 ⑶　「職場定着支援のあり方について」 当課題は 28 年度にまとめた。今年度、国の福祉サービス化の動きを見据え対応。	⑴　下記の点等について具体的な手立ての提示を目指す。また、協議会内の発達障がいについての議論とも連動し取り組む。 ・　高等学校と就労支援機関の持続的・継続的な連携体制の仕組み作り ・　生徒や家族の障がい受容のために求められるものは何か ⑵　次年度は、今年度作成した様式を用い実績把握に取り組む。 ⑶　次年度より「就労定着支援」として福祉サービス化することが決定した。適宜、協議していく。
2　進行管理事項 ⑴　障がいグレーゾーンの方の就労アセスメントの実施状況の把握。 ⑵　障がいがある方の「はたらく」リーフレットの活用状況の把握。 ⑶　特別支援学校地区別相談会・就労Ｂ型事業所アセスメント説明会、4 校合同開催。	⑴　１⑴の課題にも繋がることから、次年度も継続して状況を把握していく。 ⑵　適宜、残部数等の調整を行う。 ⑶　高等部２年生時から卒業後を見据えて準備は必要。今後も４校合同で実施する。
3　研修会の開催 ⑴　10/6 就労支援部会 研修会 講演『発達障害の人の就労上の課題』 講師 小林信篤氏（横浜やまびこの里） ⑵　2/22 就労Ｂ連絡協議会 研修会 講演『就労継続支援Ｂ型における利用者支援～ワークセンター麦の取り組みから』 講師 伊東久美子氏(ワークセンター麦)	次年度は、課題に取り組む中で適宜開催。 ⑴　発達障がい者の就労相談が増えており、支援者を対象に実施。職業準備性の見立てと進路選択、雇用後のフォロー等学べた。 ⑵　就労継続支援での実践事例を取り上げ、好評だった。個別対応の支援と客観的な本人評価等、集団での作業が主となる中での個別化について学んだ。また、事業所を超えた職員間の情報交換もできた。
4　就労継続支援Ｂ型事業所連絡協議会 ・　年４回開催 ・　グループワークによる事例検討会 テーマ「工賃向上」、「利用者支援」	執行部や事務局体制等の運営上の課題はあるが、事業所間の交流、情報の共有、職員の資質向上の為の事例検討や研修会開催等、一定の役割を果たした。次年度も継続。

２　協議事項

⑴　平成 30 年度におけるいわき市地域自立支援協議会の組織及び　運営等（案）について

平成30年度におけるいわき市地域自立支援協議会の構成【体系図】

いわき市地域自立支援協議会

全 体 会 議
〈年４回程度開催〉

○相談支援事例の報告（相談内容の件数、概要、傾向、課題等）
○関係機関によるネットワーク構築
○社会資源の開発・改善等
○相談支援事業の評価
○市障がい者計画の具体化に向けた協議　　等

施策提言等・課題共有

意見・承認

運 営 会 議
〈毎月開催〉

○障がい福祉課、基幹相談支援センターが事務局
○困難事例等の検討・調整（情報共有、課題検討、モニタリング等）
○最新の福祉情報の共有
○全体会議への企画、運営
○各課題等における専門部会・地域会議のコーディネート　　等

施策提起・課題共有

調整

課題提起

調整

専 門 部 会
〈必要に応じて随時開催〉

種類別の協議・取組

・地域移行支援部会
・地域生活支援部会
・児童・療育支援部会
・就労支援部会

○課題解決に向けた調査
○社会資源の開発・改善等の提案
○必要に応じワーキンググループ等の設置　等

地 域 会 議
〈必要に応じて随時開催〉

地域別の協議・取組

○地域：障がい者相談支援センター管内ごとに開催
（全５地域）
・個別支援会議
・小地域ケア会議
・事業所ネットワーク会議　等
○地域ニーズや地域課題の発掘・整理
○地域における関係機関との連携体制構築・強化　等

構 成 員

◎いわき市
（障がい福祉課・保健所・こども家庭課等）

◎基幹相談支援センター
障がい者相談支援センター

◎保健・医療関係者

◎教育関係者

◎雇用関係者

◎障害福祉サービス事業者

◎障害者団体関係者

◎学識経験者

平成30年度いわき市地域自立支援協議会　専門部会等の構成機関等一覧

【運営会議】

		運営会議 （毎月開催）	
主な検討課題		困難事例を通した地域課題の整理	
		課題達成のための検討の場づくり	
		部会等の提起から全体会への施策提言	
メンバー ◎:コアメンバー ○:サブメンバー ★:アドバイザー	委託相談支援事業所	【地域福祉ネットワークいわき】	
		北部相談支援センター	◎
		小名浜地域相談支援センター	◎
		勿来・田人地域相談支援センター	◎
		常磐・遠野地域相談支援センター	◎
		内郷・好間・三和地域相談支援センター	◎
		いわき基幹相談支援センター	◎
	市	障がい福祉課	◎
	事業所等		

【平成30年度における専門部会等の構成に係る基本的な考え方】

1　平成29年度より、相談支援体制が見直されたことから、各地域相談支援センター職員をコアメンバーとサブメンバーに分類し、コアメンバー２名が部会の運営を主に担当し、サブメンバーは必要に応じて出席する。

2　基幹相談支援センターについては、各専門部会のコアメンバーとし、他のコアメンバーと運営にあたる。

3　専門部会については、前年度に引き続き「地域移行支援部会」、「地域生活支援部会」、「児童・療育支援部会」、「就労支援部会」とする。

4　広域ないわき市の地域における課題を把握するため、５地域（北部、小名浜、勿来・田人、常磐・遠野、内郷・好間・三和）において「地域会議」を開催する。

【専門部会】

		地域移行支援部会 （毎月コアメンバー会議開催）		地域生活支援部会 （隔月開催）		児童・療育支援部会 （隔月開催）		医療的ケアを伴う障がい児の在宅生活支援プロジェクトチーム		放課後等デイサービス連絡会		就労支援部会 （3ヶ月ごと開催）		就労継続支援B型事業所連絡協議会		高等学校と就労支援機関との連携体制をつくるワーキンググループ	
主な検討課題		精神科病院からの地域移行の促進		地域生活支援拠点等の機能の検討		療育に関する機関同士の役割整理		医療との連携の検討		事業所の課題共有		就労支援の基本的な視点の共有		事業所間の情報共有		グレーゾーンの生徒に対する就労支援	
		入所施設からの地域移行の促進		ハイリスク者の実態把握		医療機関との連携		医療的ケア児に関する学習会の開催		事業所の質の向上		就労支援の利用の流れの共有		事業所の質の向上		支援学校以外の高校に通う障がい者の就労支援	
		地域移行に関する理解・啓発		障害児入所施設退所者の受け皿の検討		いわき市通所事業所ガイドブックの活用		医療的ケアに関わる支援者の拡大		地域とのネットワーク構築		一般就労移行の実態把握		研修会の開催		就労支援連携体制の構築	
		グループホームに関する課題の検討				いわきサポートブックの活用・普及		関係機関のネットワーク強化				職場定着支援の促進					
		入所施設の機能の活用についての検討															
メンバー ◎:コアメンバー ○:サブメンバー ★:アドバイザー ※事務局は、コアメンバーである委託相談支援事業所2事業所が担当する。	委託相談支援事業所	【地域福祉ネットワークいわき】		【地域福祉ネットワークいわき】		【地域福祉ネットワークいわき】		【地域福祉ネットワークいわき】		【地域福祉ネットワークいわき】		【地域福祉ネットワークいわき】		【地域福祉ネットワークいわき】		【地域福祉ネットワークいわき】	
		北部相談支援センター	◎	北部相談支援センター	○	北部相談支援センター	◎	北部相談支援センター	◎	北部相談支援センター	◎	北部相談支援センター	○	北部相談支援センター	○	北部相談支援センター	○
		小名浜地域相談支援センター	○	小名浜地域相談支援センター	◎	小名浜地域相談支援センター	○	小名浜地域相談支援センター	○	小名浜地域相談支援センター	○	小名浜地域相談支援センター	◎	小名浜地域相談支援センター	◎	小名浜地域相談支援センター	◎
		勿来・田人地域相談支援センター	○	勿来・田人地域相談支援センター	○	勿来・田人地域相談支援センター	○	勿来・田人地域相談支援センター	○	勿来・田人地域相談支援センター	○	勿来・田人地域相談支援センター	◎	勿来・田人地域相談支援センター	◎	勿来・田人地域相談支援センター	◎
		常磐・遠野地域相談支援センター	◎	常磐・遠野地域相談支援センター	○	常磐・遠野地域相談支援センター	◎	常磐・遠野地域相談支援センター	○	常磐・遠野地域相談支援センター	○	常磐・遠野地域相談支援センター	○	常磐・遠野地域相談支援センター	○	常磐・遠野地域相談支援センター	○
		内郷・好間・三和地域相談支援センター	○	内郷・好間・三和地域相談支援センター	◎	内郷・好間・三和地域相談支援センター	○	内郷・好間・三和地域相談支援センター	○	内郷・好間・三和地域相談支援センター	○	内郷・好間・三和地域相談支援センター	○	内郷・好間・三和地域相談支援センター	○	内郷・好間・三和地域相談支援センター	○
		いわき基幹相談支援センター	◎	いわき基幹相談支援センター	◎	いわき基幹相談支援センター	◎	いわき基幹相談支援センター	◎	いわき基幹相談支援センター	◎	いわき基幹相談支援センター	◎	いわき基幹相談支援センター	◎	いわき基幹相談支援センター	◎
	市	障がい福祉課	◎	障がい福祉課	◎	障がい福祉課	◎	障がい福祉課	◎	障がい福祉課	◎	障がい福祉課	◎	障がい福祉課	◎	障がい福祉課	◎
		保健所地域保健課	◎	地区保健福祉センター	★	こども家庭課（サポートセンター含む）	○	こども家庭課（サポートセンター含む）	○			保健所地域保健課	○				
						教育委員会学校教育課	○					生活就労支援センター	○				
						総合教育センター	○					商業労政課	○				
	県					いわき養護学校	○					いわき養護学校	○			教育事務所	○
						平養護学校	○					平養護学校	○				
						富岡支援学校	○					富岡支援学校	○				
						浜児童相談所	○										
						教育事務所	○										
		相談支援アドバイザー	★	相談支援アドバイザー	★	相談支援アドバイザー	★	相談支援アドバイザー	★	相談支援アドバイザー	★	相談支援アドバイザー	★	相談支援アドバイザー	★	相談支援アドバイザー	★
	国											平公共職業安定所	◎			平公共職業安定所	○
	事業所等	精神科病院（MSW等）	★	短期入所事業所	★	わくわくネットいわき	○	福島整肢療護園	○	放課後等デイサービス事業所	○	就労移行支援事業所	○	就労継続支援B型事業所	○	就業・生活支援センター	◎
		障害者支援施設	★			福島整肢療護園	○	エデンの家	◎			就労継続支援A型事業所	○	就業・生活支援センター	◎		
		指定一般相談支援事業所	★			エデンの家	◎	なないろくれよん福祉センター	○			就労継続支援B型事業所	○				
		グループホーム事業所	★			なないろくれよん福祉センター	○	いわき病院	○			就業・生活支援センター	◎				
								共立病院	○								
								自立生活センター	○								
								フリーフライト	○			職親会	○			若者サポートステーション	○

２　協議事項

⑵　平成 30 年度におけるいわき市地域　自立支援協議会の取り組み（案）について

ア　全 体 会

イ　運営会議

ウ　専門部会

㈠　地域移行支援部会

㈡　地域生活支援部会

㈢　児童・療育支援部会

㈣　就労支援部会

全　体　会

平成30年度いわき市地域自立支援協議会（全体会）における協議事項等について

区分		主な協議事項（予定）
第１回	５ 月29日	・平成30年度におけるいわき市地域自立支援協議会の組織及び運営について ・平成30年度における地域自立支援協議会の取り組みについて（全体会議、運営会議、専門部会）
第２回	９ 月中旬	・第4次市障がい者計画等の平成29年度実績について ・障害者差別解消法に係る対応事案等の報告について
第３回	12月中旬	・平成31年度社会福祉施設等施設整備の選定結果について ・平成31年度からの中核市委譲事務等について
第４回	３ 月中旬	・平成30年度運営会議及び各専門部会の取り組み結果について ・平成32年度社会福祉施設等施設整備方針について

※　協議事項については、上記以外に国における制度改正に伴い見直しが必要となるものなど、個別案件について協議を行うものとする。

運　営　会　議

平成 30 年度の取り組みについて

部会等名	運営会議
担当者	いわき基幹相談支援センター　本田隆光、木村活昭 障がい福祉課　安部悠一郎

1　運営の目的

障がい者等の相談支援事業の適切な運営及び地域の障がい福祉に関するシステム作りが円滑に実施されるよう、次の内容等を行い、地域自立支援協議会の事務局会議機能を果たす。

⑴　全体会へ地域課題提起、施策の提言

⑵　地域課題の整理

⑶　各専門部会の取り組みの進行管理

2　具体的な業務内容

⑴　障がい者相談支援センター等の困難事例から地域課題の整理

⑵　課題について検討する場の設定、必要に応じ専門部会へ

⑶　専門部会等で協議検討された課題解決のための手立てや施策等を、全体会へ報告・提言

⑷　全体会からの意見を、各専門部会での取り組みに反映

3　協議課題等

⑴　障害児入所支援施設からの退所に向けた支援体制作りについて

⑵　強度行動障がい児者の受け皿作りについて

⑶　障がい福祉サービスの拡充について（計画相談支援事業等）

⑷　その他

専門部会

地域移行支援部会

平成 30 年度の取り組みについて

部会名	地域移行支援部会
担当者	いわき障がい者相談支援センター　永井　正樹、松田　直生美 障がい福祉課　藤田　圭一

1　部会の目的

障がい者支援施設等に入所している方や精神科病院に入院している方の地域移行・地域定着を促進するために、次の内容について協議・検討を行う。

⑴　必要な施策等の検討
⑵　情報の共有(利用できる制度や対象者のニーズなど)
⑶　関係機関等のネットワーク(協力体制)の強化・円滑化

2　運営体制（下部組織等）

いわき障がい者相談支援センター、基幹相談支援センター、いわき保健所、障がい福祉課をコアメンバーとし、必要に応じて、精神科病院、入所施設等の関係機関を招集する。

3　協議課題等

⑴　精神科病院からの地域移行を進めていく

・　精神科病院から地域移行を進めるために障がい者相談支援センターを中心に退院支援チームを作り、退院支援を進めていく。
・　県の地域移行支援における地域包括ケアシステムによる退院支援の取り組みと連動させる。

⑵　いわき版地域移行キャラバン隊を作り障がい当事者、職員に向け意欲喚起をする

・　いわき版地域移行キャラバン隊を結成し、障がい福祉課とともに入所施設へ訪問。当事者へ向けて地域移行の説明会を開催する。

⑶　研修会を通して、地域移行に対する理解・啓発に努めていく

・　入所施設から地域移行を積極的に行っている方を講師に招き、入所施設の職員を対象とした研修会を開催する。
・　精神科病院の看護師やケースワーカーなどの医療従事者、相談支援事業所、行政の職員を対象にした研修会を開催する。

⑷　グループホームに関する検討

・　グループホームの運営法人へ訪問し、実態の把握をする。
・　そのうえで必要な取り組みについて検討をする。特に、質の高いグループホーム資源を創設していく

⑸　入所施設の機能の活用についての検討

専門部会

地域生活支援部会

平成 30 年度の取り組みについて

部会等名	地域生活支援部会
担当者	いわき障がい者相談支援センター　佐藤　純、菅波　佐知子 障がい福祉課　坂本　梨恵子

1　部会の目的

地域の障がい者が安心して生活できるようなシステムづくりを目指していく。

今年度を通して、「地域生活支援拠点等」における具備すべき機能とされている「緊急時の受け入れ」「体験の機会・場の確保」に関する検討をメインに行う。

2　運営体制（下部組織等）

運営にあたっては基幹相談支援センター、いわき障害者相談支援センター、障がい福祉課のコアメンバーでワーキングチームとして「地域生活支援拠点等」における「緊急時の受け入れ」、「体験の機会・場の確保」について課題整理していく。

部会開催については、課題整理する中で適時行うこととし、検討内容に応じて、各地区保健福祉センターのケースワーカー等、他機関の部会への招集も検討する。

3　協議課題等

・　地域生活支援拠点等における「緊急時の受け入れ」「体験の機会・場」に関する課題の検討

本部会においては、地域生活支援拠点等の中の具備すべき機能とされている「緊急時の受け入れ」、「体験の機会・場」の２つの機能について、協議を行う場である地域会議の進捗管理・課題整理を主に担う。その中で、各地域のニーズや資源の状況等を整理・集約しつつ、新たに必要な資源については、次年度以降の資源開発に係る予算要求までを見据えていく。

尚、「緊急時の受け入れ」について、具体的には、地区保健福祉センターの協力を得て、ハイリスクケースの実態把握を行うことや、通所事業所に短期入所の機能をつけ、受け皿を増やすこと等について検討する予定。

専門部会

児童・療育支援部会

平成 30 年度の取り組みについて

部会等名	児童・療育支援部会
担当者	いわき障がい者相談支援センター　川崎　浩二、渡邊　亜衣、 高木　しおり 障がい福祉課　安部　悠一郎

1　部会の目的

「子どもも親も安心して自立した生活を営める地域共生社会」の実現を目指す

⑴　療育支援に対する課題やニーズ等の把握・整理

⑵　必要な施策等の検討

⑶　関係機関（医療・行政・福祉・地域資源）とのネットワーク（協力体制）の強化

2　運営体制（下部組織等）

⑴　児童・療育支援部会（定例会）

・　施策や支援のニーズ等の共有の場

・　施策の普及や課題に対し検討

⑵　医療的ケアを伴う障がい児の在宅生活支援プロジェクトチーム

・　医療的ケアを伴う障がい児に対する共生社会の実現に向けた療育（医療と保育・教育）支援に関する課題の検討

・　関係機関（医療・行政・福祉・地域資源）とのネットワーク強化

⑶　放課後等デイサービス連絡会（定期開催）

・　事業所の課題共有と検討の場

・　相互作用による事業所の質の向上と地域とのネットワークの構築

3　協議課題等

⑴　進行管理事項

・　いわき市通所事業所ガイドブックの活用について

→　新規事業所情報の把握と更新

・　いわきサポートブックの活用・普及活動

→　障がい福祉課で行ったアンケートをもとに

⑵　協議事項

・　**共生社会を念頭に、療育に関する機関同士での役割の整理**

→　動きで重なっているところの共有。部会が検討するべき項目を確認。

→　各機関での検討事項について部会でも共有させて頂けるような連携。

・　**事例検討会の実施**

→　共生社会を柱とした事例検討の実施

・　**医療との連係**（児童療育と医ケアＰ共通項目）

・　**課題解決に向けた行動計画の作成**（医ケアＰ）

・　**学習会の実施**（医ケアＰ）

→　医療ケアにかかわる支援者を増やす

専門部会

就労支援部会

平成 30 年度の取り組みについて

部会等名	就労支援部会
担当者	いわき障がい者相談支援センター　白土　修、草野　美保 いわき障害者就業・生活支援センター　佐藤　香 障がい福祉課　菅野　智

1　部会の目的

○　市内の就労支援の質を高めるために

⑴　就労支援の基本的な視点の確認をしていく。

⑵　就労支援の情報の共有化を行う。

⑶　課題に対する具体的な政策提言や手立ての提示を行う。

2　運営体制（下部組織等）

○　就労継続支援Ｂ型事業所連絡協議会：継続

○　就労移行支援事業所連絡協議会の設置の検討

○　高等学校と就労支援機関との連携体制をつくるワーキンググループ：継続

3　協議課題等

⑴　協議課題

①　「障がいのある方に対する就労支援の基本的な視点の共有」

部会での協議等を通じ、就労支援における基本的視点を共有、拡大する。

②　「支援学校以外の高等学校に通う障がいのある生徒や、障がいグレーゾーンの生徒に対する関係機関の連携による就労支援体制の構築」

高等学校と就労支援機関との連携体制をつくるワーキンググループでの協議の進捗確認をし、関係機関の連携による支援体制や、異動等によらず支援の質が確保される体制の構築を目指し、具体的な方策の提示をする。

③　「福祉サービス利用者の一般就労移行実績の把握」

就労系事業所からの実績報告書の提出により、本市の一般就労支援における成果や問題点を把握・考察し、就労支援の課題への取り組みに繋げる。

④　「職場定着支援の推進」

今年度からの新たな障害福祉サービスである「就労定着支援サービス」について事業者への情報提供なども含め、適宜協議していく。

⑤「就労継続支援Ａ型の支給決定から利用開始までの流れを関係機関で共有」

⑵　進行管理事項

①　障がいグレーゾーンの方の就労アセスメントの実施状況の把握。

②　「はたらく」リーフレットについて適宜、残部数等の調整を行う。

③　支援学校地区別相談会・Ｂ型事業所アセスメント説明会の４校合同開催。

⑶　研修会の開催

○　課題に取り組む中で適宜開催していく。

⑷　就労継続支援Ｂ型事業所連絡協議会

○　事業所間の交流、情報の共有、職員の資質向上の為の事例検討や研修会開催等を行う。開催日程は就労支援部会の開催に合わせてとなるが、内容などにより日程の変更など柔軟に対応していく。